

労災保険

義肢等補装具
支給制度について

平成17年3月

厚生労働省
都道府県労働局
労働基準監督署

はじめに

労災保険制度では、業務災害又は通勤災害により傷病を被った方で四肢喪失又は機能障害等の障害が残った方に社会復帰していただくことを目的に、労働福祉事業として義肢等の支給を行っています。

支給される義肢等は、義肢、上肢装具及び下肢装具、体幹装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、点字器、補聴器、人工喉頭、車いす、電動車いす、歩行車、収尿器、ストマ用装具、歩行補助つえ、かつら、浣腸器付排便剤、褥瘡予防用敷ふとん、介助用リフター、フローテーションパッド（車いす・電動車いす用）、ギャッチベッドの22種目であり、それぞれの種目ごとに耐用年数が定められています。

また、き損した場合には一部の種目を除いて修理基準の範囲内で修理を受けることができます。

なお、支給種目のうち、義肢、上肢・下肢装具等については、製作に当たって、義肢採型指導医による採型指導を受けることとなりますが、この採型指導は都道府県労働局長が指定した医療機関のうち申請された方の希望する医療機関で受けることができます。

また、義肢、装具等の採型又は装着等のために旅行した場合については、鉄道賃等の運賃等が支給されます。

このパンフレットでは、義肢等の支給の基準、支給の範囲をはじめとして、必要な手続き等について紹介しています。

なお、詳細については、都道府県労働局又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

I

支給種目及び支給基準

1 義肢

(1) 支給対象者

- ① 上肢又は下肢の全部又は一部を喪失し、当該障害に関し、労災保険法による障害（補償）給付（以下「障害（補償）給付」といいます。）の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治癒した方に限ります。）
- ② 上肢又は下肢の全部又は一部を喪失し、当該傷病について、労災指定医療機関等で療養し、労災保険法による療養（補償）給付（以下「療養（補償）給付」といいます。）を受けている方で、当該傷病が治癒した後、障害（補償）給付を受けると見込まれる方
- ③ 既に装着していた義肢（労働福祉事業で支給されたものかどうかは問いません。）で、業務上の事由によりき損し、修理不能となったものを有している方
- ④ 労働福祉事業として支給された義肢で、耐用年数を超えたものを有している方（ただし、③で支給された義肢の直前に使用していたものが、労働福祉事業以外で支給されていた場合は対象となりません。）
耐用年数……0.5～5年

(2) 支給の範囲

支給される義肢は、1障害部位につき2本（型式の同一、相異は問いません。）です。ただし、

(1)の③に該当する方については、き損した義肢1本につき1本
(1)の④に該当する方については、耐用年数を超えたもの1本につき1本
(骨格構造（モジュラー）義肢は、耐用年数を超えた部品1個につき部品1個)

2 上肢装具及び下肢装具

(1) 支給対象者

- ① 上肢又は下肢の機能に障害を残し、当該障害に関し、障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷害が治癒した方に限ります。）
- ② 既に装着していた上肢装具又は下肢装具（労働福祉事業で支給されたものかどうかは問いません。）で、業務上の事由によりき損し、修理不能となったものを有している方
- ③ 労働福祉事業として支給された上肢装具又は下肢装具で、耐用年数を超えたものを有している方（ただし、②で支給された上肢装具又は下肢装具の直前に使用していたものが、労働福祉事業以外で支給されていた場合は対象となりません。）
耐用年数……1～3年

(2) 支給の範囲

支給される上肢装具又は下肢装具は、

(1)の①に該当する方については、1障害部位につき2本
(1)の②に該当する方については、き損した上肢装具又は下肢装具1本につき1本
(1)の③に該当する方については、耐用年数を超えたもの1本につき1本

3 体幹装具

(1) 支給対象者

- ① せき柱に常に体幹装具の装着を必要とする程度の荷重障害を残し、当該障害に関し、障害等級第8級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治癒した方に限ります。）
- ② 労働福祉事業として支給された体幹装具で、耐用年数を超えたものを有している方
耐用年数…… 1～3年

(2) 支給の範囲

支給される体幹装具は、1人につき、1個です。

4 座位保持装置

(1) 支給対象者

- ① 四肢又は体幹に著しい障害を残し、当該障害に関し、障害等級第1級の障害（補償）給付の決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治癒した方に限ります。）であって、座位が不可能若しくは著しく困難な状態にあると認められる方
- ② 労働福祉事業として支給された座位保持装置で、耐用年数を超えたものを有している方
耐用年数…… 3年

(2) 支給の範囲

支給される座位保持装置は、1人につき、1台です。

5 盲人安全つえ

(1) 支給対象者

- ① 両眼に視力障害を残し、当該障害に関し、障害等級第4級以上の障害（補償）給付の支給決定を受けた方又は受けると見込まれる方（傷病が治癒した方に限ります。）
- ② 既に使用していた盲人安全つえ（労働福祉事業で支給されたものかどうかは問いません。）で、業務上の事由によりき損し、使用不能となったものを有している方
- ③ 労働福祉事業として支給された盲人安全つえで、耐用年数を超えたものを有している方（ただし、②で支給された盲人安全つえの直前に使用していたものが、労働福祉事業以外で支給されていた場合は対象となりません。）
耐用年数…… 2～5年

(2) 支給の範囲

支給される盲人安全つえは、1人につき、1本です。